

(第7条第1項関係)
政務活動費収支報告等

平成29年 4月10日

清瀬市議会議長

渋谷のぶゆき殿

会派名 公明党

代表者名 西畑 春政

平成28年度政務活動費収支報告について

清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、
別紙のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。



平成28年度政務活動費収支報告書

会派名 公明党

1 収 入
政務活動費 480,000 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	196,520	
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		

3 残 額 283,480 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

清瀬市議会政務活動費収入支出整理簿

会 派 名	公明党
経理責任者氏名	斉藤 あき子

平成28年度

単位：円

番号	月日	項 目	収入	支出	残額	領収証 番号
		仮払い	480,000			
	10月14日	JTB/交通・宿泊代		149,520	330,480	①
	11月9日	西武池袋線 清瀬～池袋		1,080	329,400	②
	11月9日	新幹線乗車券 新大阪～新神戸		440	328,960	③
	11月9日	地下鉄乗車券 新神戸～三ノ宮		840	328,120	④
	11月9日	高速バス乗車券 三ノ宮～洲本高速BC		6,660	321,460	⑤
	11月9日	路線バス乗車券 洲本高速BC～円行寺		2,560	318,900	⑥
	11月9日	宿泊代 あわじ花ホテル		24,680	294,220	⑦
	11月10日	路線バス乗車券 市～築地町		2,560	291,660	⑧
	11月10日	高速バス乗車券 洲本高速BC～高速舞浜		5,580	286,080	⑨
	11月11日	地下鉄乗車券 板宿～新神戸		1,080	285,000	⑩
	11月11日	新幹線乗車券 新神戸～新大阪		440	284,560	⑪
	11月11日	西武池袋線/清瀬～池袋		1,080	283,480	⑫

11/9(水)

行先：兵庫県南あわじ市

領
収
証

清瀬駅	■私鉄
西武池袋線	
池袋駅	■JR
JR山手線	
東京駅	■新幹線
JR新幹線のぞみ153号・博多行き	
新大阪駅	■新幹線
当初のルート/JR京都線	変更ルート
	※-1
新神戸駅	■新幹線 ■地下鉄
	神戸市営地下鉄
三ノ宮駅	■高速バス
神姫高速バス	
洲本高速バスセンター	■路線バス
淡路交通縦貫線・福良行	
円行寺	■路線バス
徒歩	
南あわじ市役所	
徒歩	
アワジ花ホテル	南あわじ市青木114-5 Tel. 0799-42-0029

切符購入
@270
計:1080
① 神戸線乗車券 池袋線乗車券 東京・神戸間の 特急券 新大阪・明石間の 乗車券
切符購入
@110
計:440
切符購入
@210
計:840
切符購入
② @1650
計:6600
切符購入
③ @640
計:2560

宿泊代
@6170/計:24680

※食事代除く

※-1 当初は新大阪で「JR京都線」に乗り換え「三ノ宮駅」に行く予定でしたが、運行遅延のため「新神戸」まで新幹線で行き、地下鉄で「三ノ宮」へ変更しました。

代表 西畑春政

11/10(木)

行先：兵庫県洲本市

【資料02】

領
収
証

市 ■路線バス

淡路交通縦貫線・洲本高速バスターミナル行

築地町 ■路線バス

徒歩

洲本市役所

徒歩

洲本高速バスセンター ■高速バス

神姫高速バス 神戸三宮バスターミナル行き

高速舞子

徒歩

舞子駅 ■JR

JR東海道山陽本線・各停西明石行き

明石駅 ■JR

徒歩

グリーンヒルホテル 明石市大明石町2-1-1
明石 TEL 078-912-0111

切符購入

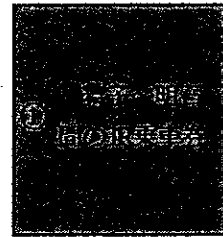
@640

計:2560

切符購入

@1395

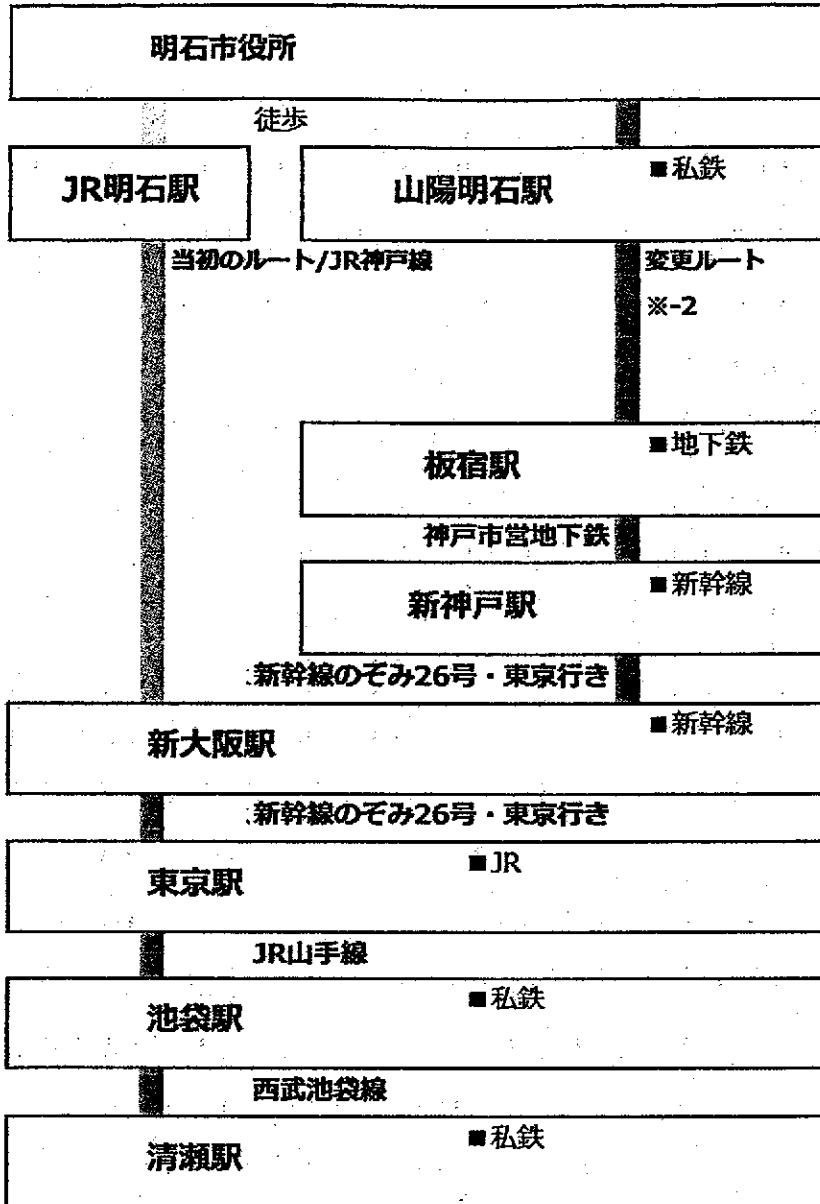
計:5580



11/11(金)

行先：兵庫県明石市

領
収
証



※この区間は事故運
休による代替運行の
ため、費用なし

切符購入
① @270
計:1080
切符購入
② @110
計:440
③ 明石・新大阪間 の地下鉄乗券 ④ 新大阪・東京間 の新幹線乗券 ⑤ 池袋・東京間 の私鉄乗券
切符購入
⑥ @270
計:1080

※-2 当初は「JR神戸線」で「明石駅」から「新大阪」へ向かう予定でしたが、事故運休のため、「山陽線」で「板宿駅」へ行き、そこで「神戸市営地下鉄」に乗り換え「新神戸」へ、そこから新幹線に乗るに変更しました。

代表 西畑春政

領 収 証

領収証番号	77507818804-01-22
通 番	T001-019407
発 行 日	2016年10月14日

清瀬市議会 公明党 様

下記の金額正に領収いたしました

¥149,520 ※

但し 11月 9日 国内旅行ご旅行代金として

ご入金内訳

日 付	種 別	金 額
2016/10/14	現 金	¥149,520
合 計 金 額		¥149,520

店 舗 名	株式会社 JTB 首都圏 東久留米イトーヨーカードー店
住 所	〒203-0063 東京都東久留米市本町3-8-1 イトーヨーカードー東久留米店3階
電話番号	TEL: 0570-550-282

出納責任者	■■■■
取 扱 者	■■■■



領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

内 訳 書

株式会社 JTB首都圏



東久留米1Y店
TEL:0570-550-282
2016年 10月14日

鈴木 隆司 様

11月 9日ご出発
このたびは、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご旅行の代金等を、下記の通り、ご請求いたします。

担当者

お申込人数 4名様 (大 4人 小 0人)

(商品名等)

宿 泊 券	35,600円	_____
J R 券	113,920円	_____
合計	149,520円	_____
差引ご請求額	149,520円	_____



775078188-04

2

領収書

ご利用日付 2016年11月09日
時刻 05時34分

取引内容: 乗車券
金 540円

伝票番号 01020

- この領収書は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

清瀬駅 券004発行
西武鉄道

領収書

ご利用日付 2016年11月09日
時刻 05時35分

取引内容: 乗車券
金 540円

伝票番号 01021

- この領収書は大切に保存してください。
- 毎度ありがとうございます。

清瀬駅 券004発行
西武鉄道

3

陶 612-006
NO.056121E110901

領収書

金額 ￥440
「消費税等込み」

但し 乗車券類として

上記金額確かに領収致しました
平成28年11月9日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印 新神戸古瀬
山 3番線1車
尾 改番承認済

大阪第二運輸所 7153A
現金出納社員

4

No. _____

領収書

海須市様 仁明様

440

ただし 乗車券金210円

上記の金額を領収しました
平成28年11月9日

神戸市交通局 新神戸駅

28.11.9

5

領収証

ご乗車ありがとうございます。

期月日 平成28年11月9日

時刻 17:00

金額 7,000円

発行所 洲本市栄町1丁目2番9号
淡路交通株式会社

6


運賃証明書

平成28年11月9日

区間	片道運賃
洲本BC~円行寺	¥640-

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
淡路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者 

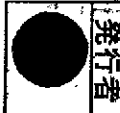
運賃証明書

平成28年11月9日

区間	片道運賃
洲本BC~円行寺	¥640-

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
淡路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者 

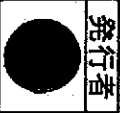
運賃証明書

平成28年11月9日

区間	片道運賃
洲本BC~円行寺	¥640-

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
淡路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者 


運賃証明書

平成28年11月9日

区間	片道運賃
洲本BC~円行寺	¥640-

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
淡路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者 

7

領 収 証 清 瀬 市 議 会 公 明 党 様 No. _____

金額

124,680

内 訳
現 金
小 切 手
手 形
消費税額等(%)

但 名 義 代
28年 11月 9日 上記正に領収いたしました

収入印紙

アワジ花ホテル

兵庫県南あわじ市市青木114-5
TEL0799-42-0029
FAX0799-42-5779

GR1616

運賃証明書

平成28年11月10日

区間	片道運賃
市 ~ 築地町	640

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
波路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者


運賃証明書

平成28年11月10日

区間	片道運賃
市 ~ 築地町	640

上記のとおり証明いたします

南あわじ市福原町528-7
波路交通株式会社
TEL 0799-52-0008

発行者


運賃証明書

平成28年11月10日

区間	片道運賃
市 ~ 築地町	640

上記のとおり証明いたします

洲本市栄町1丁目2番9号
波路交通株式会社
TEL 0799-22-0808

発行者


運賃証明書

平成28年11月10日

区間	片道運賃
市 ~ 築地町	640

上記のとおり証明いたします

南あわじ市福原町528-7
波路交通株式会社
TEL 0799-52-0008

発行者


9

証 明 書

清瀬市議会
公明党 様

平成28年11月10日

普通乗車券
 定期乗車券
 回数乗車券
 団体乗車券

淡路交通株式会社

金 5580 円発売したことを証明します

内訳

10

No. _____

領 収 書

清瀬市議会公明党 様

270 × 4 = 1080

ただし 車賃別

上記の金額を領収しました

平成 28 年 11 月 11 日

神戸市交通局 板 宿

28.11.11
板宿駅

11

領収書
Receipt

領収年月日 2016.11.11
金額 ¥440 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 市民乗車券類 JR tickets
(枚)
西日本旅客鉄道株式会社
新神戸駅
新神戸駅F4発行 51062-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

12

領収書

ご利用日付 2016年11月11日
時刻 17時33分

取得内容 乗車券
金 540円

伝票番号 11553

●この領収書は大切に保存してください。
●再度ありがとうございます。

池袋駅 券012発行
西武鉄道

領収書

ご利用日付 2016年11月11日
時刻 17時32分

取得内容 乗車券
金 540円

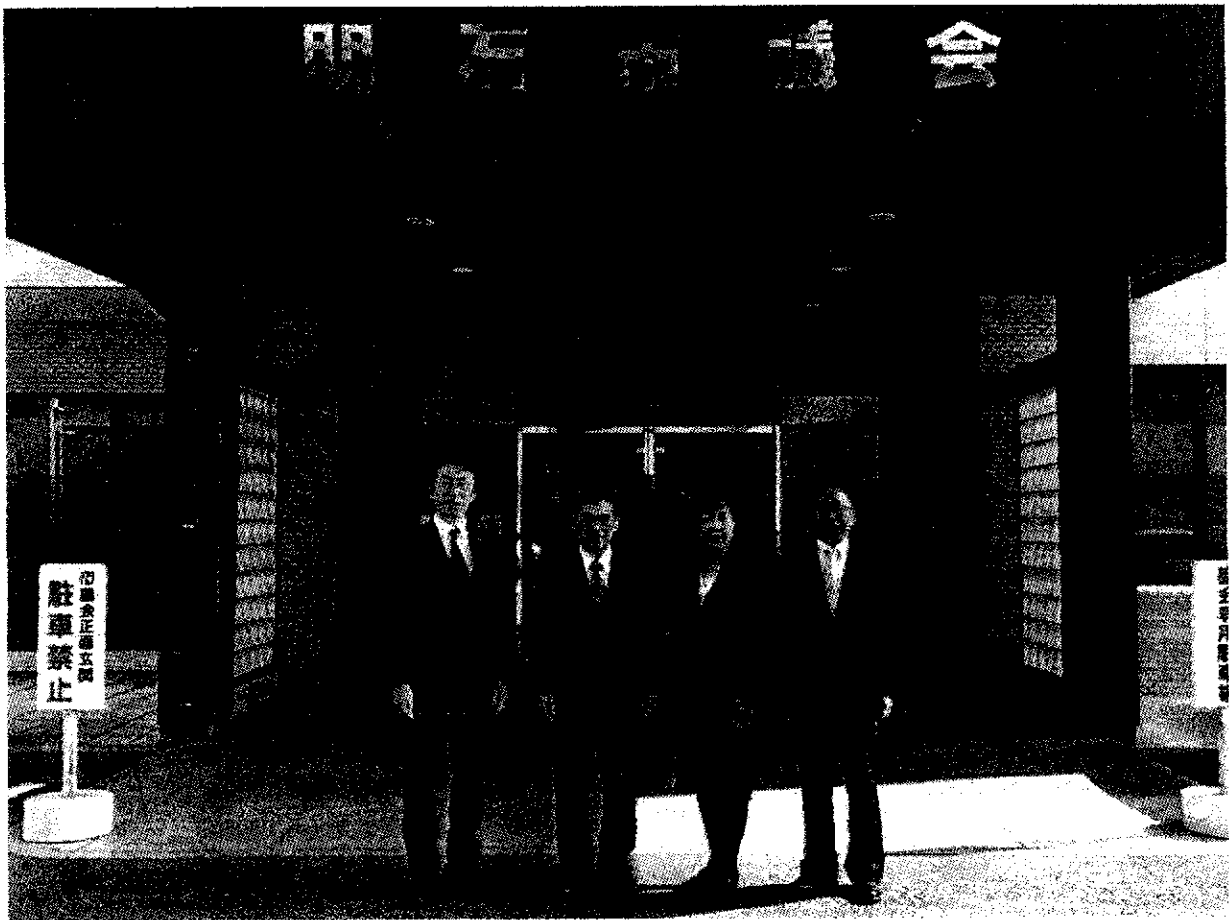
伝票番号 11552

●この領収書は大切に保存してください。
●再度ありがとうございます。

池袋駅 券012発行
西武鉄道

清瀬市公明党行政視察報告

- 日 程 平成28年11月9日(水)～11日(金) 2泊3日
- 視察地 11/9 : 南あわじ市(兵庫県) 南あわじ市役所
 11/10 : 洲本市(兵庫県) 洲本市役所
 11/11 : 明石市(兵庫県) 明石市役所
- 内 容 【南あわじ市】産業振興施策「あわじ島まるごと食の拠点施設」
 【洲本市】定住促進施策「お帰りなさいプロジェクト」
 【明石市】障がい福祉施策「手話言語条例制定」
 ※詳細は別紙
- 視察者 清瀬市公明党 市議4名
 西畑春政(幹事長)、西上ただし、斉藤あき子、鈴木たかし



11/11(金)明石市役所前での記念撮影

●視察事項/南あわじ市「あわじ島まるごと食の拠点施設」(11/9 14~16時)

南あわじ市の人口は約5万人。本事業は平成25年度より実施された。総事業費は14億1780万円。人口規模も本市同様小さく、農業も主要産業とする本市にとって、食の拠点施設設置によって、抱える諸問題に対応した点に注目した。

【事業の背景】

南あわじ市は、全国有数の農漁業の大産地だが後継者不足などの課題に直面している。それらに対応し、農漁業の維持発展の起爆剤として期待。

【南あわじ市農林水産業の特徴】

- ①玉葱、レタス、キャベツ、米等を組み合わせた3毛作露地栽培。酪農、畜産、ハモ・アジ・桜鯛などの近海漁業及び養殖が盛んである。中でも玉葱やハモ、3年トラフグ等のブランド化が進んでいる。
- ②耕畜連携および稲作を活用した土づくりを行ない、3毛作の連作を維持している。
- ③瀬戸内気候により年間降水量が少なく、ため池による水確保が中心であり、水利の複雑さ、3毛作栽培(耕地利用率165%)により、圃場整備の進捗率(約46%)と極めて低い。
- ④高齢化所得確保志向により、玉葱、白菜の重量野菜からレタス栽培へシフトしてきている。

【あわじ島まるごと食の拠点施設について】

■設置目的

- ①淡路島の海、山、野の幸が揃う食の拠点の構築
- ②マーケティングチャンネルの拡大による販売促進及びブランド化(玉葱全国3位、春レタス全国1位の生産数)
- ③品目野菜生産による大産地の補完と耕作放棄地の有効活用
- ④高齢・女性農家の積極的な参画による生産体制の強化
- ⑤農漁業者の所得向上と地域経済循環の活性化
- ⑥6次産業化、脳商工連携、産官学民金連携による加工品開発及び共同研究、新たな事業展開や仕組みづくりの構築
- ⑦都市交流による農漁村のファンづくり及び相対取引による農漁業者等の意識改革
- ⑧農(漁含む)を主軸とした地域創成

■事業内容

- ①施設：農畜水産物直売施設(1階)1896.85㎡、農畜水産物飲食施設(2階)440.15㎡、情報発信拠点施設(別棟)108.00㎡
- ②工事費：910,708千円(国農山漁村活性化支援交付金を活用)
- ③供用開始：平成27年3月21日(土)

■特色

- ①淡路島内の農水産物を集めた直売所や飲食店施設の整備。
直売所の運営は、市やあわじ島農協、酪農協や漁業組合などの地元各団体に加え全国農協連合会などのJAグループが出資する第3セクターが行う。
- ②淡路島の『食・観光・住』の情報発信施設の整備。
地元の各団体が一体となり、またJAグループのノウハウを生かした販売、情報発信などを目指す。

●視察事項/明石市「手話言語条例制定」(11/11 10~12時)

明石市は人口29万7444人と本市と較べ大変に大きな市ではあるが、明石市で実施されている障がい者施策、特に「手話言語条例制定」は、ユニバーサル都市を目指す我々の施策に学ぶ点があるため注目した。

【事業の目的】

障がい者のコミュニケーション手段の促進のため。

【事業内容】

「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」、通称「手話言語条例」は平成27年4月施行された。手話に限らず、障がい者の意思疎通の手段を包括的に推し進める条例は全国的にも珍しく、最終的には、障がい者の差別を解消する条例も制定している。

【事業の特色】

①前文、②総論、③手話言語、④コミュニケーション手段の促進の4項目で構成され、明石市の障がい者のコミュニケーション手段の促進をめざす条例は、差別解消条例の制定への具体的施策の第1弾で、手話に限らず点字、音読、要約筆記、ひらがな表記といった障がい者の意思疎通手段を幅広くカバーしているのが特徴で、全国的にも大変珍しいもの。

【条例制定の経緯】

平成28年11月現在、市に住む視覚障がい者は815人、聴覚・平衡機能障がい者は997人、音声・言語機能障がい者は164人、知的障がい者は2420人となっている。市はこうした市内に住む当事者らを加えた検討委員会を平成26年8月に設置し、同委員会の会合が開かれ、障がい者から日常生活におけるコミュニケーション手段の重要性のほか、手話通訳、点訳、音訳、要約筆記者を担う人材育成の質養成が述べられてきた。

具体的には、視覚障がいに関しては、「公的な書類において点字署名が認められていない場合が多い」「点字が読めない中途失明者にとって、音声による情報提供は重要である」。また、聴覚障がいに関わる要約筆記については「会話だけでなく、会場の雰囲気や聴衆の反応なども書き表す必要があり、要約筆記者の養成が大切」などの意見が出されてきた。ひらがななどの表記に関して、「知的障がいのある人の中には、文字による表現が理解しにくく、表記の工夫にととまらず、デザインパネルなど、視覚的支援も必要」との指摘もあった。

最後の検討委員会で作成される条例案は、パブリックコメントを実施した後に、平成27年3月の市議会定例会に提案され4月に施行となった。

また、市は同時期から差別解消条例の制定のに向けた議論を開始し、平成28年4月に「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」を施行した。

●視察事項/洲本市「お帰りなさいプロジェクト」(11/10 10~12時)

洲本市の人口は4万6740人。本事業は平成25年度より開始。やはり本市同様小さい都市で、人口減少を食い止めるための課題に挑戦している点を注目した。

【事業の背景】

人口の流出に歯止めをかけ、定住人口増加と地域の活性化を図るため、将来の洲本市を担う若者の定住を促すとともに、新たな洲本市への移住者を増やす。

【事業概要】

市外から転入し定住しようとする人を応援するための補助金や、住宅取得のための奨励金、新婚世帯への家賃補助等を交付している。また市内に在住する人に第2子が生まれた場合出産祝い金を交付している。さらに今年度より事業を拡充し、高速バスを利用して島外に通勤している人を応援する通勤者交通費助成金交付事業を開始した。

主な事業展開として、①転入世帯定住促進補助金、②転入世帯住宅取得奨励金、③新婚世帯家賃補助金、④新婚世帯住宅取得奨励金、⑤出産祝金、⑥島外通勤者交通費助成金、⑦分譲地活性化促進金等を行っている。事業費全体で、平成27年決算額約、48,000千円。

【事業展開例】

■『子育てにやさしいまち作り事業』

出産された方へ、布絵本、おむつ用ごみ袋を配布。また、子育て応援パスポート事業として、妊娠中の方や、18歳までの子どもが協賛店等で各店が独自に設定している様々なサービスを受けることができる。

■『子育て応援タクシー利用料金助成事業』

妊娠又は、1歳未満の乳児が保護者と一緒にタクシーに乗る際の料金、上限6,000円までの助成。

■『保育料軽減事業』

2人目が半額、3人目以降は無料。保育料3~5歳児同時入所2人目以降無料。多子世帯子育て支援保育料助成金は、同世帯の子どものうち2人目以降(3歳児以上)保育料軽減。

■『医療費助成事業』

乳幼児等医療費助成(0歳から小学3年生まで無料、0歳児のみ所得制限なし)

こども医療費助成(小学4年生から中学3年生まで無料、所得制限あり)

高校生医療費助成(入院)医療費の2割負担

【条例の特徴的な条文例】

■基本理念（第2条）

- ①障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重する。
- ②利用者の障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利を最大限保障する。
- ③手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解しつつ、手話を及する。

■市の責務（第4条）

- ・事業者等が合理的配慮できるよう支援
- ・市民に対する普及・啓発
- ・環境整備
- ・調査・研究への協力

■市民の役割（第5条）

基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及、利用促進に係る市の施策に協力する。

■事業者の役割（第6条）

基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、合理的配慮の提供に努める。

目的① 手話は言語である

第2章 手話言語の確立

- ・手話を学ぶ機会の提供
- ・手話を用いた情報発信等
- ・手話通訳者の確保及び養成

目的② 多様なコミュニケーション手段の促進

第3章 要約筆記・点字・音訳の促進

- ・要約筆記等を利用するための環境整備
- ・要約筆記者の確保及び養成

第4章 多様な障がい者のコミュニケーション手段の利用促進

- ・盲ろう者用コミュニケーション支援従事者の確保要請
- ・知的、発達障害者用コミュニケーション手段の支援
- ・代用音声、重度障害者用意思伝達装置への支援

【明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会】

障害者/コミュニケーション支援従事者/公募市民等からなる協議会を新設。（第17条）。市長は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を制定する際に、協議会の意見を聞き、尊重する（第7条2項）